

一般社団法人能登官民連携復興センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人能登官民連携復興センターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県輪島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、令和6年能登半島地震の創造的復興に向け、官民が一丸となって県内外の支援の輪を拡大し、被災地の支援ニーズと多様な主体からの支援を効果的に結びつけることで、地域が目指す復興を後押しし、持続的で活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 能登半島地震の復旧・復興に関する事業
- 2 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 総会

(構成)

第10条 総会は、全ての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、センター長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、センター長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、センター長がこれに当たる。

2 センター長が欠けたとき又はセンター長に事故があるときは、その総会において出席した社員の中から互選により選出する。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長が署名又は記名押印をしなければならない。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもってセンター長とする。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 センター長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条第1項で定める定数に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

- 2 理事の報酬等は、理事会の決議を得て、センター長が定める。
- 3 監事は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、センター長が招集する。

- 2 センター長が欠けたとき又はセンター長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、センター長がこれに当たる。

- 2 センター長が欠けたとき又はセンター長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席したセンター長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までにセンター長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、センター長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	藤沢烈	設立時理事	土岐祥蔵
設立時理事	鈴木実枝	設立時理事	谷内江昭宏
設立時理事	田代克弘	設立時理事	鈴木正俊
設立時代表理事	東京都千代田区富士見一丁目2番30号 藤沢烈		
設立時監事	中村一弥		
設立時監事	鰺目孝和		

(設立時社員の名称)

第41条 設立時社員の名称は、次のとおりである。

石川県	輪島市	珠洲市	穴水町
能登町	七尾市	志賀町	

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人能登官民連携復興センターを設立のため、設立時社員石川県外6名の定款作成代理人である司法書士法人カルペ・ディエム(社員 金氏克弥)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年10月2日

設立時社員	石川県	県知事	馳 浩
設立時社員	輪島市	市長	坂口 茂
設立時社員	珠洲市	市長	泉谷満寿裕
設立時社員	穴水町	町長	吉村 光輝
設立時社員	能登町	町長	大森 凡世
設立時社員	七尾市	市長	茶谷 義隆
設立時社員	志賀町	町長	稲岡健太郎

上記設立時社員7名の定款作成代理人

石川県金沢市北安江三丁目13番16号

司法書士法人カルペ・ディエム

社員 金氏克弥